

環境衛生週間

九月二十四日(日)

～十月一日(日)

環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に定められました。浄化槽の点検や清掃を定期的に行うことは、環境に優しい生活者への第一歩となります。美しい環境を守るために、もう一度私たちの生活を見つめ直してみませんか。

定期的な点検と清掃を

浄化槽の使用者(管理者)は、保守点検と清掃を定期的に行うことが、浄化槽法により義務づけられています。保守点検とは、浄化槽の異常や故障などを早期発見し予防措置をとることで、清掃とは、浄化槽にたまった汚泥を取り除き、装置類をきれいに洗うこと(バキュームカーによる抜き取り)です。これらの維持管理は、悪臭の発生を防ぎ、機能を正常に保つためにも重要な作業です。

委託契約を結びましょう

維持管理が適正に行われないと、次第に浄化槽の機能が低下し、し尿がそのまま流されてしまうなど、周りに迷惑をかけるだけでなく環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早目に修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって余分な費用がかかることにもなります。維持管理はあらかじめ専門の業者(県の登録業者。清掃の場合は市の

浄化槽保守点検状況(平成11年度調べ)

浄化槽設置基数	3万 331基
保守点検実施基数	2万3,670基
保守点検未実施	6,661基

許可業者)と委託契約を結んでおけば、点検が定期的に行われ、実施されるため面倒ではありません。



保守点検業者 設置者

浄化槽パトロールを

実施します

市内では、六千六百六十一基、全体の二〇%以上がまだ保守点検がされていません。県と浄化槽協会の協力で、浄化槽パトロールを九月下旬から十月上旬にかけて実施します。

このパトロールでは保守点検をしていない家庭などを指導していきます。ぜひ、これを機会に浄化槽の保守点検と清掃の重要性について見直してみましよう。

浄化槽を正しく使いましょう

10月1日は
「浄化槽の日」

浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにする装置です。浄化槽に関する正しい知識を持ち、美しく住みよい環境を守りましょう。

浄化槽についての問い合わせは

環境衛生課 内線2051、富士保健所薬務環境課 ☎65-2153

健康まつり

10月1日(日)

9:30~14:30

保健女性センター

しあわせいっぱい!健康広場

- ミニ健診、健康・栄養相談
- 体力測定とニュースポーツの紹介
- 体温計精度検査 ※家でお使いの水銀・デジタル体温計をお持ちください。
- 足型健康チェック・体脂肪測定
- 献血コーナー
- おもしろ自転車
- バザー(ドーナツ、ちらしずし、焼きそば、野菜、手芸品など)
- 農産物・加工食品などの表示に関するパネル展示
- 適量塩分みそ汁の試飲 など

赤ちゃんハイハイコンテスト

先着100人

対象 市内在住でハイハイができる子(立って歩くと失格)
申し込み 9月25日から受け付けます(9:00~17:00)。電話で保健女性センターへ ☎64-8994

骨の健康チェック (超音波による骨密度測定)

先着30人

対象 市内在住の30歳以上の人(骨の健康に不安のある人は20歳代も可)
申し込み 9月20日から受け付けます(9:00~17:00)。電話で保健女性センターへ ☎64-8993

※参加希望者は事前に申し込みをしてください。